

茶郷川治水協議会規約

(総則)

第1条 本会は、茶郷川治水協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を小千谷市城内2丁目7番5号小千谷市役所建設課内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、本市の市街地を縦貫する一級河川茶郷川流域の洪水被害を軽減するための治水対策を促進するため、関係の町内会、団体及び行政機関等をもって組織し、沿川地域住民及び企業の被害軽減と安心・安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、河川管理者と緊密な連絡を保ちながら次の事業を行う。

- (1) 河川整備計画策定促進の要望に関すること。
- (2) 治水対策推進のための調査・研究に関すること。
- (3) 利水及び環境保全に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の団体をもって組織する。

沿川町内会（千谷川、城内、本町、平成、土川、上ノ山及び千谷）

小千谷土地改良区

小千谷西南土地改良区

千谷島治水協議会

小千谷市

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1 人 |
| 副会長 | 2 人 |
| 理 事 | 1 0 人 |
| 監 事 | 2 人 |

- 2 会長は、小千谷市長とする。
- 3 副会長は、千谷川町内会長及び城内町内会長とする。
- 4 理事は、本町町内会長、平成町内会長、土川町内会長、上ノ山町内会長、千谷町内会長、千谷川町内会長が指名した千谷川町内会役員1名、城内町内会長が指名した城内町内会役員1名、小千谷土地改良区理事長、小千谷西南土地改良区理事長及び千谷島治水協議会の代表者が指名した者1名とする。
- 5 監事は、千谷川町内会長が指名した千谷川町内会役員1名及び城内町内会長が指名した城内町内会役員1名とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の執行に当たる。
- 4 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(顧問及び参加)

第7条 協議会に顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び参加は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

第9条 総会は、役員及び第4条に掲げる各町内会から選出された委員(1の町内会につき、役員を除き4名以内)をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の決定及び変更
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他目的達成に必要な事項

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決を要する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(部会)

第11条 協議会に必要な応じて部会を設けることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第14条 規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を得て、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成24年12月10日から施行する。

2 第14条の規定にかかわらず平成24年度の会計年度の開始日は、平成24年10月1日からとする。

附 則

この規約は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月30日から施行する。